



法 令

▽道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟くも
道路行政に當る人々の知
らざるべからざることは
凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

○六府縣土木部事務分掌規程

○東京府

△土木課

一道路及橋梁ニ關スル事項
一堤防護岸ニ關スル事項
一河川運河及溝渠ニ關スル事項
一港灣ニ關スル事項
一濠堀ニ關スル事項
一水防ニ關スル事項
一砂防工事ニ關スル事項

△都市計畫課

一都市計畫ニ關スル事項
一都市計畫事業ノ執行ニ關スル事項
一都市計畫事業ニ附帶シタル海面埋立ニ關スル事項
一都市計畫委員會ニ關スル事項

一地籍ニ關スル事項

一官有土地及水面ニ關スル事項

一御料地ニ關スル事項

一永代借地ニ關スル事項

一上下水道ニ關スル事項

一渡船ニ關スル事項

一土地收用ニ關スル事項

一鐵道及軌道ニ關スル事項

一電氣事業ニ關スル事項

一瓦斯事業ニ關スル事項

一陸地測量標ニ關スル事項

一其ノ他土木ニ關スル事項

一 土地區劃整理ニ關スル事項

一 公園及遊園ニ關スル事項

△技術課

土木工事ノ技術ニ關スル事項

土木工事ノ施行監督ニ關スル事項

○ 京 都 府

△庶務課

土地收用ニ關スル事項

國有土地ノ管理及處分ニ關スル事項

公園ニ關スル事項

都市計畫ニ關スル事項

都市計畫事業ノ調査監督ニ關スル事項

都市計畫委員會ニ關スル事項

國有府有建物ノ建築並修繕ニ關スル事項

土木部他課ノ主管ニ屬セサル事項

△道路課

道路ニ關スル事項

法 令

一 軌道及鐵道ニ關スル事項

一 索道ノ工事ニ關スル事項

一 上下水道ノ工事ニ關スル事項

△河 港 課

河川ニ關スル事項

砂防ニ關スル事項

水利ニ關スル事項

運河ニ關スル事項

公有水面ニ關スル事項

港灣ニ關スル事項

水害ニ關スル事項

○ 大 阪 府

△土木課

土木ニ關スル事項

土地收用ニ關スル事項

水陸運輸ニ關スル事項

水面埋立ニ關スル事項

△土木部中地ノ主管ニ屬セサル事項
△技術課

土木ノ技術ニ關スル事項
△鐵道及軌道ニ關スル事項

○兵庫縣

△庶務課

土木部所屬ノ豫算並經理ニ關スル事項

地理ニ關スル事項

土地收用ニ關スル事項

登記ニ關スル事項

陸地測量標ニ關スル事項

土木部所屬傭人人進退ニ關スル事項

土木部職員ニ關スル事項

水陸運輸ニ關スル事項

一部中他課ノ主管ニ屬セサル事項

△道路課

道路ニ關スル事項

橋梁及渡船場ニ關スル事項

△軌道課

鐵道及軌道ニ關スル事項
△河港課

索道ニ關スル事項
△河港課

土木部所管都市計畫ニ關スル事項
△河港課

河川水路ニ關スル事項
△河港課

砂防ニ關スル事項
△河港課

水利使用ニ關スル事項
△河港課

上下水道ニ關スル事項
△河港課

公有水面埋立ニ關スル事項
△河港課

港灣ニ關スル事項
△河港課

○神奈川縣

△監理課

道路法及軌道法施行ニ關スル事項
△河港課

河川法及砂防法施行ニ關スル事項
△河港課

運河法及公有水面埋立法施行ニ關スル事項
△河港課

前各號ノ外土木行政事項ニシテ他部ノ主管ニ屬セサル

事項

一 上下水道ノ設營及其ノ補助ニ關スル事項

一 縣營砂利採取事業ニ關スル事項

一 土地收用ニ關スル事項

△道路技術課

一 道路ノ技術ニ關スル事項

一 鐵道及軌道ノ技術ニ關スル事項

一 上下水道設計ノ調査及其ノ工事ノ監督ニ關スル事項

一 永代借地ニ屬スル工事ニ關スル事項

一 都市計畫ノ調査ニ關スル事項

一 縱營海岸殖林事業ニ關スル事項

△河港技術課

一 河川・運河・港灣ノ技術ニ關スル事項

一 發電水力其ノ他水ノ利用調査ニ關スル事項

一 公有水面埋立ノ技術ニ關スル事項

一 砂防ノ技術ニ關スル事項

一 災害復舊工事ノ技術ニ關スル事項

○ 愛 知 縿

土木部

△土木經理課

一 土木部ニ屬スル豫算經理ニ關スル事項

一 土木工事ニ關スル各種契約ニ關スル事項

一 國有土地ニ關スル事項

一 土地收用及使用ニ關スル事項

一 他課ノ主管ニ屬セサル事項

△道路 課

一 道路ニ關スル事項

一 鐵道軌道ニ關スル事項

△河港 課

一 河川・港灣・運河・海岸及用盡水路ニ關スル事項

一 水面埋立ニ關スル事項

一 上下水道ノ工事ニ關スル事項

一 水防計畫及工事方法ニ關スル事項

一 工事材料試驗ニ關スル事項